

文空第386号
令和3年1月20日

沖縄伝統空手道振興会
理事長 新垣 邦男 殿

沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課
課長 佐和田 勇人（公印省略）

沖縄県緊急事態宣言に伴う空手道場施設の使用について（通知）

年明け以降、県内全域で急速に新型コロナウイルス感染症の感染者が増加しており、多方面に感染が拡大している現段階において、感染拡大を封じ込めるためには県民全ての行動変容が求められており、「新しい生活様式」の徹底が必要とされています。

この危機を乗り越えるため、令和3年1月19日、沖縄県緊急事態宣言が発出されました。

つきましては、下記の項目について、関係空手道場への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 協力依頼期間 令和3年1月20日（水）から2月7日（日）まで
- 2 協力依頼内容
 - ・ 沖縄県緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、空手道場の開館（稽古）時間（夜8時まで）の検討をお願いいたします。
 - ・ 空手道場の運営にあたっては、マスクの着用、手洗い、身体的距離、三密回避などの基本的な感染対策の徹底のほか、各道場で定める「新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」を遵守してください。
- 3 その他 【参考】沖縄県緊急事態宣言（抜粋）

お問い合わせ先】
沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課
担当：金城
TEL:098-866-2232 FAX:098-866-2208
E-mail:knjoutt@pref. okinawa. lg. jp